

令和6年12月
河川砂防課

河川工作物健全性調査要領

1. 適用範囲

本要領は、香川県が管理する河川に設置されている管理者不明橋梁において、簡易な健全性調査に適用する。

2. 調査目的

健全性調査は、管理者不明橋梁において、損傷の程度を把握し、健全性を区分することを目的とする。

なお、健全性の区分は、客観的な事実を示すものであり、技術者の技術的判断が必要な損傷の原因や将来予測、橋全体の耐荷性能等へ与える影響度合いは含まない。

3. 現地調査及び健全性区分

3. 1 現地調査

現地調査は、安全性を考慮して2名体制で実施するものとする。

調査手順は、①橋面調査、②外観目視調査の順序で調査すること（図1）。

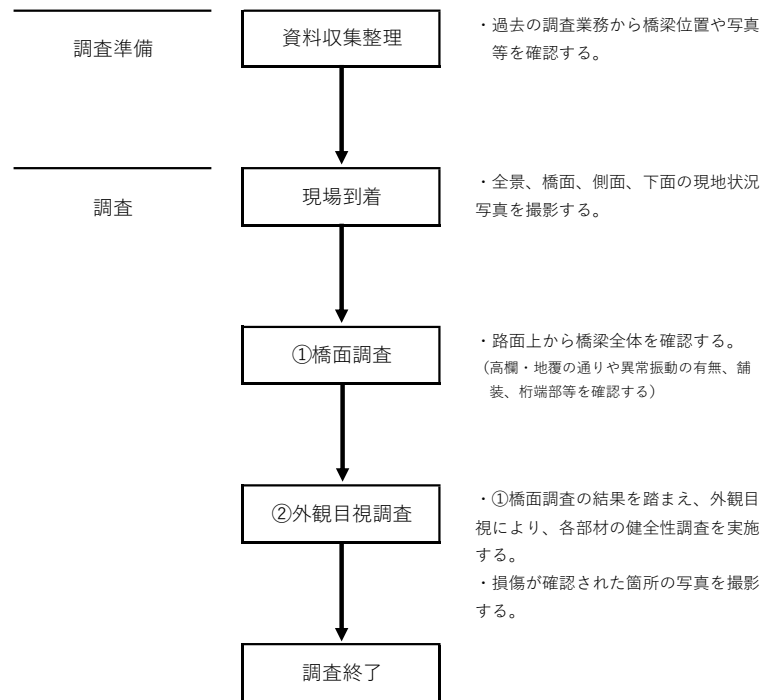


図1 調査手順

①橋面調査

橋面について、全体的に異常がないかを確認する。橋面で確認するポイントは、以下のとおりとする。

- ・ 全体的な縦断方向の通りに、異常がないかを高欄や地覆で確認する。
- ・ 通行車両等による異常音、振動、たわみはないか。
- ・ 舗装に変状が生じていないか、あるいは変状が多くないか。
- ・ 桁端部（桁縦断方向）に変状（段差、破損、騒音等）は無いかな。
- ・ 橋面上の構造物（高欄等）に第三者被害を誘発する損傷の兆候はないか。

②外観目視調査

橋面調査の結果を踏まえ、下記部材を対象に外観目視による健全性調査を実施する。各部材における着目点は橋梁点検マニュアル（平成 27 年 8 月香川県土木部道路課）を参考に準じるものとする。

なお、本調査は、橋梁点検車や橋梁下面からの近接目視の調査ではなく、橋梁上部からの外観目視調査を基本とする。

- ・ 高欄（①腐食、②亀裂、④破断）
- ・ 路面（⑭路面の凹凸）
- ・ 床板（⑦剥離・鉄筋露出、⑨抜け落ち）
- ・ 主桁（鋼橋の場合…①腐食、Co 橋の場合…⑦剥離・鉄筋露出
※Co 床板橋の場合は床板で評価）
- ・ 下部工（⑳沈下・移動・傾斜、㉑洗堀）
- ・ その他（状況に応じて追加確認した項目を記載）
- ・ 明らかに機能に支障がある場合には、写真を撮影し、特記事項を備考欄に記載すること。

※（ ）内は橋梁点検マニュアルにおける損傷評価関連項目。

3. 2 形状計測

管理者不明橋梁の全箇所にてテープ等を用いて、橋梁規模の計測を行う。計測箇所は橋長及び幅員（地覆含む全幅）とし、橋面積を計算できるようにすること。

各寸法はメートル単位とし、小数第 1 位（第 2 位四捨五入）止めとする。

3. 3 健全性区分

現地調査で確認された各部材における損傷については、橋梁点検マニュアルの損傷程度の評価（a～e）を参考に A～C の 3 段階に区分する（表 1）。各部材の損傷程度の評価について、関連項目が複数ある場合は、最も損傷程度が高いものにより評価するものとする。

損傷程度の評価（e）については、致命的な損傷がなく、通行上の問題がない場合には、調査職員と協議のうえ、橋梁の総合的な区分をB区分（経過観察）とする。

橋梁点検マニュアルにおける損傷評価と本要領(案)で実施する区分の関連は、表 1 のとおりとする。

表 1 健全性区分

橋梁点検マニュアル	本要領(案)
a	A：異常なし
b, c, d	B：経過観察
e	C：要対策

4. 点検結果調書作成

現地調査、形状計測、健全性の区分の結果を基に、点検結果一覧別紙 2 及び点検調書別紙 3 を作成する。作成にあたっては、下記について留意すること。

- ・ 写真撮影については、損傷の有無に関わらず全景、橋面、側面、下面の 4 枚を必須とする（方向は任意とするが写真タイトルに方向を記載）。なお、調査時に損傷が確認され、点検調書に記載した箇所については当該箇所の写真を追加する。（損傷がない部材については、添付しないこと）
- ・ 点検調書は、橋梁毎に作成すること（1 ファイル内でシート毎に作成するなど集約しないこと）。
- ・ 点検調書ファイル名については、以下のとおり、整理すること。
【点検調書】001（河川番号を記載）_〇〇川-001（河川毎の通し番号）
- ・ 健全性区分の結果、要対策と判断された場合は、速やかに調査職員に報告すること。